

議事日程

令和7年第2回定例市会第8日
令和7年12月5日午前10時開議

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 第1 評議會 第1号 | 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 第2 予算第23号議案 | 令和7年度神戸市一般会計補正予算 |
| 第3 予算第24号議案 | 令和7年度神戸市市場事業費補正予算 |
| 第4 予算第25号議案 | 令和7年度神戸市駐車場事業費補正予算 |
| 第5 予算第26号議案 | 令和7年度神戸市市街地再開発事業費補正予算 |
| 第6 予算第27号議案 | 令和7年度神戸市営住宅事業費補正予算 |
| 第7 予算第28号議案 | 令和7年度神戸市後期高齢者医療事業費補正予算 |
| 第8 予算第29号議案 | 令和7年度神戸市港湾事業会計補正予算 |
| 第9 第72号議案 | 指定管理者の指定の件（デザイン・クリエイティブセンター神戸） |
| 第10 第73号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立海外移住と文化の交流センター） |
| 第11 第74号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立篠原地域交流センターほか） |
| 第12 第75号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立ふたば学舎） |
| 第13 第76号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立御影公会堂） |
| 第14 第77号議案 | 当せん金付証票発売の件 |
| 第15 第78号議案 | 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 |
| 第16 第79号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立灘図書館ほか） |
| 第17 第80号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立総合福祉センター） |
| 第18 第81号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立点字図書館） |
| 第19 第82号議案 | 公立大学法人神戸市看護大学定款の一部の変更の件 |
| 第20 第83号議案 | 公の施設の区域外設置に関する協議の件 |
| 第21 第84号議案 | 神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件 |
| 第22 第85号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランド） |
| 第23 第86号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立本山児童館ほか） |
| 第24 第87号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市青少年会館） |
| 第25 第88号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市産業振興センター） |
| 第26 第89号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸国際会議場） |
| 第27 第90号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸国際展示場） |
| 第28 第91号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立三宮駐車場ほか） |
| 第29 第92号議案 | 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件 |

- 第30 第 93 号 議 案 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正する条例の件
- 第31 第 94 号 議 案 指定管理者の指定の件（神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシス）
- 第32 第 95 号 議 案 神戸市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件
- 第33 第 96 号 議 案 （仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更の件
- 第34 第 97 号 議 案 都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業に伴う跨線部の上部工架設工事及び設計業務に係る変更基本協定締結の件
- 第35 第 98 号 議 案 ひよどり台住宅68-70号棟エレベーター設置他工事請負契約締結の件
- 第36 第 99 号 議 案 灘消防署庁舎建設工事請負契約締結の件
- 第37 第 100 号 議 案 物品取得の件（消防救急デジタル車載無線機）
(関係常任委員長報告)
- 第38 議員提出第29号議案 神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件

神 戸 市 会 議 長

出席議員(64名)

欠員(0名)

欠席議員(1名)

1番	前田	あきら	君	2番	森田	たき	子	君
3番	岩谷	しげなり	君	4番	のまち	圭	一	君
5番	なんの	ゆうこ	君	6番	原	直	樹	君
7番	木戸	さだかず	君	8番	浅井	美佳	君	
9番	岩佐	けんや	君	10番	萩原	泰三	君	
11番	坂口	有希子	君	12番	香川	真二	君	
13番	上原	みなみ	君	14番	川口	まさる	君	
15番	平田	正	君	16番	さとう	まちこ	君	
17番	ながさわ	淳一	君	18番	山本	のりかず	君	
19番	黒田	武志	君	20番	かじ	幸夫	君	
21番	やの	こうじ	君	22番	うえなか	美貴子	君	
23番	村上	立真	君	24番	大野	陽平	君	
25番	平野	達司	君	26番	細谷	典功	君	
27番	宮田	公子	君	28番	門田	まゆみ	君	
29番	朝倉	えつ子	君	30番	味口	としゆき	君	
31番	赤田	かつのり	君	32番	三木	しんじろう	君	
33番	外海	開三	君	34番	住本	かづのり	君	
35番	高橋	としえ	君	36番	諫山	大介	君	
37番	伊藤	めぐみ	君	38番	岡田	ゆうじ	君	
39番	上畠	寛弘	君	40番	吉田	健吾	君	
41番	植中	雅子	君	42番	山下	てんせい	君	
43番	しらくに	高太郎	君	44番	河南	忠和	君	
45番	徳山	敏子	君	46番	高瀬	勝也	君	
47番	あわはら	富夫	君	48番	西	ただす	君	
49番	大かわら	鈴子	君	50番	森本		真	君
51番	松本	のり子	君	52番	大井	としひろ	君	
53番	平野	章三	君	54番	よこはた	和幸	君	
55番	川内	清尚	君	56番	村野	誠一	君	

57 番	松 本	し ゆ う じ	君	58 番	山	口	由	美	君
59 番	平 井	ま 千 子	君	欠 60 番	坊	池		正	君
61 番	坊	や す な が	君	62 番	堂	下	豊	史	君
63 番	菅 野	吉 記	君	64 番	壬 生			潤	君
65 番	吉 田	謙 治	君						

議事に参与した事務局職員

市会事務局長	村 井 秀 徳	君	市会事務局次長	近 都 正 之	君
議事課長	竹 下 弘 一	君	総務課長	尾 田 広 樹	君
政策調査課長	久 保 阿 左 子	君	議事課係長	四 方 慎 史	君
議事課係長	宮 田 義 隆	君			

出席説明員

市長	久元喜造君		
副市長	今西正男君	副市長	小松恵一君
副市長	黒田慶子君		
教育長	福本靖君	選挙管理委員会 委員長	村上雅彦君
人事委員會長	芝原貴文君	監査委員	福本富夫君
危機管理監兼 危機管理局長	上山繁君	企画調整局長	西尾秀樹君
行財政局長	正木祐輔君	地域協働局長	金井和之君
文化スポーツ局長	三重野雅文君	福祉局長	八乙女悦範君
健康局長	熊谷保徳君	こども家庭局長	中山さつき君
環境局長	柏木和馬君	経済観光局長	大畠公平君
建設局長	原正太郎君	都市局長	山本雄司君
理事兼都市局 都心再整備本部長	中原信君	建築住宅局長	根岸芳之君
港湾局長	長谷川憲孝君	消防局長	栗岡由樹君
水道局長	藤原政幸君	交通局長	城南雅一君
教育委員会事務局長	竹森永敏君	選挙管理委員会 事務局長	長谷英昭君
監査事務局長 兼人事委員會 事務局長	中田裕子君	会計室長	片野敦靖君
行財政局副局長	安居大樹君	行財政局財務課長	大下和宏君

(午前10時0分開議)

(菅野議長議長席に着く)

○議長（菅野吉記君）おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告を申し上げます。

報道機関による傍聴席での撮影及び録音の許可についてであります。神戸新聞社より、本日の本会議の模様を撮影及び録音したい旨の申出があり、許可いたしましたので、御報告申し上げておきます。

以上、報告を終わります。

これより議事に入ります。

○議長（菅野吉記君）日程によりまして、日程第1 諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件を議題に供します。

この際、申し上げます。

本件については、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されることになりますので、御退席願います。

（該当議員退場）

○議長（菅野吉記君）これより当局の説明を求めます。

八乙女福祉局長。

○福祉局長（八乙女悦範君）ただいま御上程になりました諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本市における人権擁護委員のうち、任期満了に伴う候補者を法務大臣に対し推薦しようとするものであります。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることを目的に置かれ、委員には、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者を候補者として推薦することとなっております。

候補者各氏は、いずれも人権に関わりのある経歴を有し、適任者として所属される団体等から御推挙いただいております。

また、人権擁護への積極的な関心と熱意を示しておられます。

以上のように、各氏は人権擁護委員として適任と認められますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、その推薦について議会の御意見をお伺いする次第であります。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅野吉記君）当局の説明は終わりました。

本件に関し、発言の通告もありませんので、本件は委員会の付託を省略し、支障なしと答申することに決しまして、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君）御異議がないと認めます。

よって、本件は支障なしと答申することに決定いたしました。

（該当議員入場）

○議長（菅野吉記君）次に、日程第2 予算第23号議案より日程第37 第100号議案に至る36議案、一括議題に供します。

これより委員会審査の経過並びに結果について、関係常任委員長の報告を求めます。

まず、総務財政委員会委員長吉田健吾君。

（40番吉田健吾君登壇）

○40番（吉田健吾君）ただいま議題となりました諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、第72号議案より第78号議案に至る7議案、以上合計8議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、地方交付税の交付見込額の増額や令和8年度指定管理者等についての債務負担行為の設定のほか、地域福祉センター整備事業において予算を翌年度に繰り越すに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第72号議案より第76号議案に至る5議案は、デザイン・クリエイティブセンターほか8施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第77号議案は、令和8年度における本市当せん金付証票を190億円の範囲内で発売しようとするものであります。

最後に、第78号議案は、人事委員会勧告及び報告に基づく職員の給与の改定等を行うに当たり、給与条例等の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、教育こども委員会委員長徳山敏子君。

（45番徳山敏子君登壇）

○45番（徳山敏子君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、第85号議案より第87号議案に至る3議案、第95号議案及び第96号議案、以上合計6議案について一括して御報告申し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、令和8年度指定管理者の指定について債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第85号議案より第87号議案に至る3議案は、神戸市立本山児童館ほか20施設について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第95号議案は、神戸市第二学校給食センターの設置等に当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第96号議案は、（仮称）神戸市第二学校給食センター整備・運営事業契約に係る変更契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、福祉環境委員会委員長前田あきら君。

（1番前田あきら君登壇）

○1番（前田あきら君） ただいま議題となっ

ております諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、予算第28号議案及び第80号議案から第84号議案に至る5議案、以上合計7議案について一括して御報告申し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、森林の再生・里山の維持に向けたK O B E 備長炭実証事業に伴う予算を増額するとともに、民生施設整備費を翌年度に繰り越すほか、令和8年度指定管理者の指定等について債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、予算第28号議案は、後期高齢者医療システムの改修に伴う事業費を増額するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第80号議案は、神戸市立総合福祉センター、第81号議案は、神戸市立点字図書館について、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第82号議案は、地方独立行政法人法の改正に伴い、神戸市看護大学の定款の一部を変更しようとするものであります。

次に、第83号議案は、三田市が本市の区域内に病院を設置するに当たり、両市で協議を行おうとするものであります。

次に、第84号議案は、樹林葬墓地の施設使用料を新設する等に当たり、神戸市立墓園条例の一部を改正しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、建設防災委員会委員長平野達司君。

（25番平野達司君登壇）

○25番（平野達司君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、予算第25号議案、第91号議案、第97号議案、第99号議案及び第100号議案、以上合計6議案について一括御報告申

し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、公園整備事業等において予算の一部を翌年度に繰り越すほか、街路築造等について債務負担行為を設定するに当たり、次に、予算第25号議案は、駐車場設備整備事業において予算の一部を翌年度に繰り越すほか、鈴蘭台駐車場等の指定管理について債務負担行為を設置するに当たり、それぞれ予算を補正しようとするものであります。

次に、第91号議案は、神戸市立三宮駐車場ほか9施設において指定管理を指定しようとするものであります。

次に、第97号議案は、都市計画道路須磨多聞線（西須磨）において、山陽電車の跨線部に係る上部工架設工事等について、施工計画の変更を行うに当たり、変更基本協定を締結しようとするものであります。

次に、第99号議案は、新灘消防署の庁舎を整備するに当たり、建設工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第100号議案は、消防救急活用部品として、消防救急デジタル車載無線機を買入れしようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、経済港湾委員会委員長ながさわ淳一君。

（17番ながさわ淳一君登壇）

○17番（ながさわ淳一君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、予算第24号議案、予算第29号議案、第79号議案、第88号議案より第90号議案に至る3議案、第94号議案、以上合計8議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、記録的な少雨に対応し、市内農家が行う渇水応急対策への支援に伴い、予算を増額するほか、施設整備費や港湾防災費等の翌年度への繰越し

及び令和7年度指定管理者の指定について、債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、予算第24号議案は、中央卸売市場の管理運営費の増に当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、予算第29号議案は、神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシスの指定管理者の指定について、債務負担行為を設定するに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第79号議案は、神戸市立灘図書館及び神戸市立名谷図書館について、第88号議案は、神戸市産業振興センターについて、第89号議案は、神戸国際会議場について、第90号議案は、神戸国際展示場について、第94号議案は、神戸港福利厚生施設神戸ポートオアシスについて、それぞれ指定管理者を指定しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 次に、都市交通委員会委員長諫山大介君。

（36番諫山大介君登壇）

○36番（諫山大介君） ただいま議題となっております諸議案中、本委員会所管分の予算第23号議案の関係分、予算第26号議案、予算第27号議案、第92号議案、第93号議案、第98号議案、以上合計6議案について一括御報告申し上げます。

まず、予算第23号議案の関係分は、都市再整備事業や営繕事業等において予算の一部を翌年度に繰り越すほか、新バスター・ミナルビル周辺デッキの整備に係る債務負担行為の限度額の増額や、新たな債務負担の設定に当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、予算第26号議案は、再開発管理事業等において予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、予算第27号議案は、市営住宅建設事業、市営住宅管理事業において、予算の一部を翌年度に繰り越すに当たり、予算を補正しようとするものであります。

次に、第92号議案は、都市計画の決定に伴い、地区計画の区域内において建築物の制限について変更するため、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第93号議案は、建築士から建築主に対する説明義務の対象となる建築物の用途と規模を定めるため、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、第98号議案は、ひよどり台住宅68-70号棟において、エレベーターの設置や住戸内の改善等の改修を実施するに当たり、工事請負契約を締結しようとするものであります。

委員会は審査の結果、いずれも原案を承認することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（菅野吉記君） 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に関し、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 御質疑がなければ、これより討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

29番朝倉えつ子君。

（29番朝倉えつ子君登壇）（拍手）

○29番（朝倉えつ子君） 日本共産党神戸市会議員団を代表し、予算第23号議案、予算第25号議案、予算第28号議案、第78号から第80号、第82号、第83号、第91号、第95号から第97号議案の計12議案について、委員長報告に反対し、討論を行います。

連続する物価高騰で市民は苦しんでいます。ところが、今回の補正予算には、物価高騰対策は国任せ、事業者任せで、市独自の施策は

ありません。その一方、大型開発は温存し、事業費を増加させているからです。

予算第23号議案は、都心・三宮の新バスターミナル周辺デッキ整備で、債務負担行為の限度額を17億7,000万円から41億円に2倍以上に引き上げようとするものです。

建築整備部分の事業費が当初計画より大幅に増えました。本会議や委員会質疑で、331メートルと全国一長いデッキ工事で、通行を確保しながら、限られたスペースにヤードを設置するなどの工事が必要になり、6月入札不調となったことが一番の理由と述べられました。しかし、長いデッキであることや、通行を確保しながらの工事になることは、当初から分かっていたことです。

神戸市は、事業者が工事費用を設定する見積活用方式を市として初めて採用するとしますが、これは事業者任せで、際限ない事業費の増加が懸念され、認められません。不要不急の三宮巨大開発に乗じたデッキ工事は見直し、物価高騰で苦しむ市民の暮らしを応援すべきだからです。

第78号議案市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件は、学校職員の働き方を規定する国の給特法改定による条例改正です。

そもそも給特法では、第5条で労基法による残業代制度を教員には適用しないこと、第6条で学校行事や職員会議、非常災害など、特定要件以外は残業命令は出せないと定めています。その代わり給料月額の4%に相当する教職調整額を支給するとしています。残業代制度を外せば、教員の勤務時間は無定量になります。1971年制定当時は公明党を含む全ての野党が反対しました。ところが、今年6月の改正では、残業代ゼロ条項の継続が自民、立憲、国民、維新、公明の5党により決められました。

教員の長時間労働の改善、負担軽減は全国的な課題です。少しの給与改善があるからよ

いとするような、こんな都合のよい話で教員の働き放題を野放しにすることなど、到底認めるわけにはいきません。

今回の条例改正では、教職員の期末手当や教職員の教職調整額を引き上げようとする一方、これまで3%加算されている特別支援学校や特別支援学級の教員への加算を1.5%に引き下げる国の方針の下、減額しようとするものです。残業代不支給には手をつけず、適切な処遇改善をしないまま、加算引下げまで盛り込まれているからです。

委員会審査において、特別支援学校の専門性や大変さを否定するものではないと答弁されました。そうであれば、減額すべきではありません。

第83号議案公の施設の区域外設置に関する協議の件については、済生会兵庫県病院と三田市民病院が統合移転する新病院——三田市立病院を神戸市北区長尾町宅原に設置するため、神戸市と三田市との協議について、議決を得ようとするものです。

本会議で久元市長は、これは神戸の北神地域、また三田市民の命と健康を守っていく上で、不可欠な事業と答弁されました。しかし、新病院は急性期に特化した病院で、回復期病床の確保は明確ではありません。体調が悪く、日々の通院は近くだからできる——糖尿病、心臓病、認知も少し入ってきた、全てのお薬をもらいに通っている、移転地が遠くなれば、それができるかどうか不安など、いまだに患者さんや住民の切実な声は弱まっていません。この声を置き去りに進めようとしているからです。

また、工事において出る土砂の量について、三田市は環境アセスの住民説明会で、周辺環境への影響を抑える観点から、できるだけ事業実施区域内で収めると言いながら、大規模開発許可申出書では造成面積は6.4ヘクタールで、切土による残土処分量が11万9,000立方にもなるとあります。

委員会審査で、毎日ダンプ100台で1年かけ排出する量だと指摘し、ただしても、分からぬ、まだこれからの協議との答弁ばかりです。

さらに、計画地は交通量の多い北神中央線に隣接していますが、これに年間6,000台の救急車や1,400台分の駐車場を利用する車などでより混雑し、事故の危険もあると警察も指摘します。懸念は一向に払拭されません。

久元市長は、これはもう相当長い間、専門家も入れて検討してきたと言われましたが、様々な懸念が出される中、都市局・環境局とも協議できていない状況で進めるべきではありません。

また、市長は、自然景観の改変を伴う事業ではあるが、進めていくことが不可欠とお答えになりましたが、環境アセスの市長意見では、生存・生育している動植物に配慮し、複数年にわたる調査を行う必要があると述べており、あまりに矛盾します。

この議案を出すことは認められません。撤回を求めます。

以上、主な反対の理由について述べ、討論といたします。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○議長（菅野吉記君） 討論は終わりました。

これより順次お諮りいたします。

まず、予算第23号議案、予算第25号議案、予算第28号議案、第78号議案より第80号議案に至る3議案、第82号議案、第83号議案、第91号議案及び第95号議案より第97号議案に至る3議案、以上合計12議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菅野吉記君） 起立多数あります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案についてお諮りいたします。

本件を委員長の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菅野吉記君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、予算第24号議案、予算第26号議案、予算第27号議案、予算第29号議案、第72号議案より第75号議案に至る4議案、第77号議案、第81号議案、第84号議案より第90号議案に至る7議案、第92号議案より第94号議案に至る3議案及び第98号議案より第100号議案に至る3議案、以上合計23議案についてお諮りいたします。

本件は、委員長の報告どおり決しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菅野吉記君） 御異議がないと認めます。

よって、本件はいずれも原案のとおり可決されました。

○議長（菅野吉記君） 次に、日程第38 議員提出第29号議案を議題に供します。

これより提案理由の説明を求めます。

59番平井真千子君。

(59番平井真千子君登壇)

○59番（平井真千子君） ただいま議題となりました議員提出第29号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案議員を代表して提案説明をさせていただきます。

本件は、先ほど人事委員会勧告等を勘案し、神戸市職員の期末手当の支給月数を引き上げるとの議案が可決されたことを受けて、議員についても支給月数を引き上げようとするものであります。

まず第1条は、令和7年度の年末手当を2.

225月分から2.325月分とすることにより、年間の支給月数を4.55月分から4.6月分に引き上げることとしております。

次に、第2条は、令和8年度以降について、夏期手当と年末手当の支給割合を調整することとしております。

議員の皆様におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（菅野吉記君） 提案理由の説明は終わりました。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

12番香川真二君。

(12番香川真二君登壇) (拍手)

○12番（香川真二君） おはようございます。

市会議員の期末手当の改正について質問をさせていただきます。

毎年、この時期が来るとこの議案が提出されるわけですが、私はそろそろ冬が来たなという感じで、風物詩として感じております。

ただ、毎回この議案に関しては、賛成、反対というのが拮抗するのと同時に、何度も何度もこの数年繰り返しているということで、あまり発展性がないなと思っております。過去のやり取りも見させていただきましたが、皆さん目的とするところは、この市会議員の期末手当が市民理解を得られるのかどうなのかというところ、そこが焦点になっていると思いますので、この際、この期末手当の額が適正かどうかというところをしっかりと検討するような仕組みをつくってはいかがかなと思っております。

今回の質疑の趣旨は、そういったことですが、まずはこの期末手当というものが何なのか、皆さんの理解が共通で、ちゃんと認識されているのかどうかをしっかりと確認することを先にしたいと思いますので、質疑をさせていただきますが、まず、この市会議員の期

末手当、これは何なのかということを提案者の方にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（菅野吉記君） それでは、答弁予定の方は待機席に移動を願います。

（「議長」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 河南君。

（44番河南忠和君登壇）

○44番（河南忠和君） 御答弁させていただきます。

まず、提案議員は、それぞれの会派や御見解も多少相違があるかと思いますが、代表して御答弁をさせていただきたいと思います。

まず、香川議員がおっしゃられた市民理解ということと、この議員の期末手当は何なのかという点ですが、これは地方自治法第203条の第4項で、議員報酬、費用弁償、期末手当の額と支給方法を条例で定めると規定されています。この法律に基づいて我々はこの期末手当を決めて、額を決めて、そして受け取るという行為をするものと理解をしています。

まず、我々市会議員は特別職でございます。人事評価制度の適用はなじみません。また、業務評価による変動給制度の導入は、現行法体系では想定もされていないということあります。

この支給水準の妥当性については、我々提案議員が申し上げているとおり、人事委員会勧告による民間企業との給与調査が最も客観的な指標であると考えて、今回提出をしております。

市民の理解という点もお答えいたしますと、これは我々はやはり市民への説明責任というものがあると思います。この営みに関しては、議案の提出から、この議決をして、これがインターネットでも流れておりますし、全てが録音されているわけで、全ての市民がこれにアプローチできるわけでございます。ですので、オープンな議論がされているということは、市民の理解を得ることに妨げはないと私

は理解をしています。

また、仕組みをつくればということは、これは我々が任されているのは、やはり4年間の任期をしっかりと全うして、仕組みをきちんと全うするには選挙でその信任を得るということ、これがその仕組みの最終版かなという理解でございます。

以上でございます。

もしも二方、先生方、付け加えることとかありましたら、よろしくお願ひいたします。

（「議長」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 香川議員。

○12番（香川真二君） ありがとうございます。

少し難しい話を分かりやすい話で簡単に答えていただきたいなと思ってて、割と市民の方から、この議案等が出たときによく言われるのは、まず高いよねと言われるのが、まず1つ言わるんですけど、その次に、賞与なの、報酬なのというふうな話もよく聞かれるんですよね。高いか低いかというのは、人それぞれの感覚だと思うんですけど、その辺り、この期末手当というのが一般の方には賞与と説明していいものなのか、報酬の一部と説明してもいいものなのか、もしかればいいんですが、教えていただきたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（菅野吉記君） 河南君。

（44番河南忠和君登壇）

○44番（河南忠和君） 賞与と報酬の件がございました。

この議員の期末手当は、生活給あるいは生活補助給としての性格を有するものだと思いますので、議員の期末手当が性格として、報酬と似たものであるとの御指摘については、否定するものではありません。

先ほど申し上げたように、地方自治法第203条で3つの分類がされているわけですね。報酬と期末手当と費用弁償、この3つの中の枠組みで考えておりますので、期末手当は期末手当ということの理解だと思います。

この金額が高いかどうかということに関しては、これを我々議員がしっかりと市民に説明するべきだと私は考えております。それを市民がどう判断するのか、それがベースになるのが昨年の議論でもありましたけど、お手盛りじゃないかという議論がいつでも出てくると思うんですが、そのお手盛りにならないように、例えば我々の神戸市の決算が黒字であっても、我々はその利益を——利益といつたら失礼ですけども——黒字の分を議員の報酬に反映することはできません。ですので、それをやはりきちんと市民に説明できるかどうか、それが高い安いの議論に堪え得る議員の責務かなと考えたりいたします。よろしくお願ひします。

(「議長」の声あり)

○議長（菅野吉記君） 香川君。

○12番（香川真二君） 今、河南さんが御答弁いただいて、本当に私も考えに賛同するところも結構多くありますので、そんなに意見が違わないなと思っております。

次の質問にちょっと移りたいんですが、これで最後にしますけど、ぜひやっぱり市民理解を得られるというふうなことが必要で、金額が適正であるということがちゃんと示せる。さらには、これが期末手当というものが何なのかという、その定義も含めて、ぜひ検討委員会をつくっていただきたいと思うんです。

昨年、この議案の質疑の中で、答弁の中には、そういった検討委員会をつくった過去の経緯も説明されていましたし、そういったことをつくりましょうというふうな声も上がっていたとは思うんですが、それがなかなか実現せず、1年たってしまっているわけですから、しっかりと期日を決めて、例えば来年の1月からスタートするとかいう感じで、検討委員会をつくっていただけないかと思っているんですが、その辺りについての見解をお聞かせください。

(「議長」の声あり)

○議長（菅野吉記君） 吉田君。

(65番吉田謙治君登壇)

○65番（吉田謙治君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

検討委員会をということですけれども、結論から申し上げると、何を検討するのかというのが大変難しい課題かと思ってございます。

御質問の趣旨としては、この期末手当の額、それから、そのベースになっているのは議員報酬なわけですけれども、この客観性といいますか、これ妥当なのかということについての御疑惑だと思いますけれども、これも私たちも大変悩ましい話で、なぜ悩ましいかというと、どこにその基準といいますか、判断を置くかと。

恐らく市民からすれば、私たち議員がどれくらい市民の皆さんに、市政に貢献をしているかということをもって、アピールをしたりとか、御理解をいただくということになるんですけども、それじゃあ、はてさて、その貢献をしているというはどういうことをもって判断するのかということになりますけれど、これもう従来からいろいろ議論があるところなんですが、例えば議員個人としては、質問時間とか、質問の回数なのか、あるいは議案を当局に——我々議員提出議案もありますけど——賛成することが評価されるのか、反対することが評価されるのか、これは一概には当然言えないわけですね。それぞれ背景には市民の皆さんのが思って、それを体して私たちが出てきているわけですから、一概に賛成・反対ということはなかなか基準にはならないだろうなと。

そうすると、例えば政策提案をした実現度はどうですかと。どのぐらい政策提案をし、どのぐらい実現をされたのかと。これもなかなかそれだけで判断できるのかということはありますし、もっとより具体的に言うと、よくこれ議会全体で言われるのは、議員提案条例がどのぐらい出ていましたかというのが上

く話題になるんですけれども、個々の議員として、そういう条例提案をどんだけやったのかと。あるいは、私たち政務活動費をお預かりしていますけど、政務活動はどんなことをやったんですかと。どれほどそれが市政に反映されていますかという点で、例えば評価があつてしかるべきかなと思いますけれども、当然それだけではないわけでありまして、あるいは議会基本条例で市政報告会をしましょとやっているんですけど、残念ながら、1特別委員会ほか、数例——2つだったかなと思いますけど、あまりやられてないと。そうすると、市政報告会の開催回数はどうなんかと捉えたら、どうも市民の皆様に貢献していないじゃないかと、こう言われかねません。

あるいは、その議員個々としては、市民相談をどれだけ受理しているのかとか、議会としては、陳情・請願をどんだけ受けて、審査をしたのかとか、あるいは、広報で言えば、それぞれが広報紙をどれだけ発行しているのかとか、極めて多面的な項目はあろうかと思ひます。これ一番難しいのは何でかといったら、市民の意見が多様だからなんですよ。一概に評価できない。市民の意見が多様なので、選挙で判断してもらおうということになっているというふうに理解をいたしております。

加えて、先ほど河南先生からもありましたように、その貢献度と私たちの期末手当とか報酬が連動するのか。これ連動しません。連動するなんていうことを言ってしまうと、先ほどあったように、黒字になつたら、財政収入が増えたら、そしたら私たち、財政収入が増えたということをもって議員報酬を上げてええのかと、こうなりますので、それは全く連動するものではないということを考えますと、なかなかこの評価、判断の多様性も含めて、貢献度ということをもって判断するということは大変難しいのではないかと。そういう点での検討というのはできないので、そういう御趣旨でございましたら、検討会の立ち

上げというのは難しいかなと思ってございます。

私からは以上です。

(「議長」の声あり)

○議長（菅野吉記君） よこはた君。

(54番よこはた和幸君登壇)

○54番（よこはた和幸君） 香川議員の御質問にお答えをいたします。

我が国は法治国家でございますので、法と正義と秩序に基づいて御答弁申し上げたいと思います。

まず、期末手当につきましては、給与法第23条の第2項及び第5項の諸規定の中で、この期末手当というものは生活給もしくはそれに準拠するもの、補助とするものというふうに明記をされておりまして、これが今、判例の全てであるということから、一般の方のボーナスとか、市の方の一般職のように、ボーナスというような成果とか、そういうしたものには少しなじまないというふうに思っております。

もう1つ、判例の根拠といたしましては、1978年の東京地裁の判例の中に、これも一般職の中で、基準として、勤怠状況を示す期間率と所属長判定による公務への貢献度等の勤務実績を示す成績率という、この2つの要素が具体的基準として定めている中であります。議会として、この勤怠状況、今、吉田議員がおっしゃったように、何をもってやるのかとか、所属長とは誰なのかとか、大変問題も多くあろうかというふうに思います。

一般の方々の理解というものは、確かに私たちが日々努力をすることであつて、機関誌を発行したり、政策提言をこうしましたということで、市民の方々から、ああ市会議員さん頑張ってもらっていると。これぐらいの給料払ってもらってもいいと思えるような活動をしていくべきだというふうに思っておりますので、それとまた、検討会につきまして、私どもが市民の代表でございますので、あえ

て検討会を設けることなく、議会でしっかりと議論すればいいというふうに思っています。

○議長（菅野吉記君） 時間が参りました。

○12番（香川真二君） ありがとうございました。

時間が来たので終わりますので、また来年、議論したいと思います。

○議長（菅野吉記君） 御苦労さまでした。

それでは、答弁者の方は議席にお戻りください。

以上で質疑は終わりました。

本件については委員会の付託を省略し、これより討論に入ります。

まず、16番さとうまちこ君。

（16番さとうまちこ君登壇）（拍手）

○16番（さとうまちこ君） 議員提出の神戸市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件に対し、日本維新の会神戸市会議員団を代表し、反対の立場から討論を行います。

本案は、2022年、2023年、2024年に続き、議員の期末手当を増額するものであり、これが可決されれば、事実上の4年連続増額となります。

神戸市民が物価高騰からくる生活の逼迫に苦しむ中、議員自らが報酬を引上げ、自らの懐を暖めるような行為を議員提出議案として再び提出することに対し、強い驚きと憤りを禁じ得ません。

昨年の11月議会での期末手当の増額に関する議論の際、提案会派から人事委員会勧告を勘案した職員の期末手当の改定に準拠したことから、客観性は担保されているとして、お手盛りではないと主張されました。

しかし、私たちはこれまで議会において明確に再三申し上げてまいりました。人事委員会勧告制度は公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置であり、労使関係にない我々議員に適用を求めるものではないのです。すなわち、人事委員会勧告をわ

ざわざ議員に適用し、職員の方々の賃上げに便乗して自らの報酬を引き上げるということ 자체が既にお手盛りになってしまっていることをぜひともお気づきいただきたいのです。

我々議員が負うべき責任は、職員の待遇改善に便乗することではなく、市民から直接選ばれた代表として、市政を厳しく監視し、行財政改革を推進し、生まれた財源で市民生活を向上させていくことにこそあるのです。

また、昨年までの議論においては、期末手当を引き上げる理由の1つに、議員の成り手不足という主張が提案会派からなされました。全国の地方議会においては、確かに成り手不足が顕在化している自治体も存在しています。しかし、神戸市の現実はどうでしょうか。2023年の神戸市会議員選挙においては、定数65に対して立候補者数は101名に上りました。この事実は、議員の成り手不足という問題が神戸市会において全く顕在化していないことを示しています。にもかかわらず、全く問題となっていない議員の成り手不足という他の自治体の危機を自らの期末手当増額の理由に持ち出すのは論理のすり替えであり、そのこと自体が議会に対する市民からの信頼を大きく毀損する行為であります。

言うまでもなく、現在市民生活は極めて厳しい局面にあります。物価動向を見ると、2025年4月には消費者物価が3.6%、2024年11月から半年近くにわたり、G7諸国の中で最も高い伸び率を継続いたしました。その一方で、賃金の伸びは物価高騰に追いつかず、実質賃金は2022年から3年連続でマイナスです。2025年4月の統計時点では、実質賃金は4か月連続で減少しており、いまだプラス基調は定着しておりません。

市民は食料品価格の高騰や家計に影響を及ぼす公共料金の値上げに耐え忍び、実質的に手取り収入が目減りしている状況であります。にもかかわらず、既に政令市の中で2番目に高額な報酬を受け取っている神戸市会議員が

議員報酬を引き下げるならまだしも、職員の待遇改善に便乗する形で、4年連続で報酬を積み上げることは、市民感覚からあまりにもかけ離れており、市民の負託と信頼を根本から裏切る行為と言わざるを得ません。

我々が今、最優先すべきは、議員の賃上げではなく、市民生活向上のための制度改革なのです。市民の負託に応えるべく、構造改革を先送りすることは避けねばなりません。

以上の理由から、本議案に断固反対することを申し上げ、日本維新の会としての反対討論とします。

○議長（菅野吉記君） 次に、48番西 ただす君。

（48番西 ただす君登壇）（拍手）

○48番（西 ただす君） 私は、日本共産党を代表して、議員提出第29号議案神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、自民・公明・立憲民主・国民民主の各議員の提案により、議員の期末手当を現在年間で4.55月分を4.6月分とし、507万7,800円から513万3,600円へと5万5,800円引き上げようとするものです。

今回の手当の引上げは、人事委員会勧告に基づく一般職員の期末手当の改定に合わせて行おうというのですが、議員の手当は一般職員と異なります。議員自らが発議しなければ引き上げることはできないものであり、賛同はできません。

自民党による企業団体献金を原資にした裏金問題に怒りの声が大きく広がり、総選挙に続き参議院選挙においても、自民・公明政権は過半数割れという厳しい審判が下されました。

さらに、自民・維新政権においても、政治と金に関わる不正疑惑は後を絶たず、国民の怒りはさらに高まっています。

国民は長引く物価高騰により苦しめられて

います。ところが、高市政権は消費税減税を求める国民の声を無視し、さらに賃上げに関しては、2020年代中の最低賃金1,500円とする目標を取り下げてしまいました。物価高対策として提案された総合経済対策は、高校生以下の子供への2万円、お米券、電気・ガス代への支援という一時しのぎのものばかりです。市民の苦境に背を向け、賃上げ政策も後退する中、議員だけが自らの期末手当を引き上げようなどということに、到底市民の理解を得ることはできません。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（菅野吉記君） 以上で討論は終わりました。

これよりお諮りいたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菅野吉記君） 念のため起立者数を確認いたしますので、そのまま起立をお願いいたします。

起立者数の確認が終わりました。

起立されている議員は着席願います。

本件は起立多数のため、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。この際、申し上げます。

次回本会議は、来る12月8日午前10時に開きます。

なお、ただいま在席の各位には文書による開議通知は省略させていただきますので、さよう御了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時53分散会）

神戸市会議長

菅野吉記印

神戸市会議員

高瀬勝也印

神戸市会議員

山口由美印

神戸市会事務局長

村井秀徳印

神戸市会会議録（令和7年第2回定例市会第8日）